

此間雖延弱不虧法則同七日立白峯至白山路六里同八日立白山至引田路六里同

九日立引田越阿波大坂至紀津路六里即日酉始乘船渡牟野口付福良海路四里即子時許至淡路國賀集一里同十四日立賀集至由良七里同十五日立由良渡戸又云加多渡海路三里至大谷亥時陸地十一里十六日立大谷至麻生津十一里同十七日登山五里即日沒後開御影拝見慈顔頂戴御物等拭歡喜涙着住坊云云

同廿一日奥院參詣病身忘命參詣之處上下無為不可云云

此事写之外種々事等多之右筆ニ不違仍署之殊以為肝要之所許を事云云脱ノ于時正嘉第二之曆仲秋上旬之候聊為後摸之執筆畢巧披見可被唱念佛者也

私云建治三年二月十八日書写畢

む。此の間、延弱と雖も法則を虧かず。同七日、白峯を立てて白山に至る。路六里同八日、白山を立てて引田に至る。路六里同九日、引田を立てて阿波の大坂を越へ、紀津に至る。路六里即日酉、始めて船に乗り牟野口を渡り、福良に付く。海路四里即ち子の時許り、淡路國賀集に至る。一里同十四日、賀集を立てて由良に至る。七里同十五日、由良渡戸又加多渡と云ふ。海路三里を立てて、大谷に至る。亥の時、陸地十一里十六日、大谷を立てて麻生津に至る。十一里同十七日、山に登る。五里即ち日没の後、御影を開け慈顔を拝見し、御物等を頂戴す。歓喜の涙を拭いて住坊に着くと云々。

同廿一日、奥院參詣す。病身命を忘れて參詣の處、上下無為「言ふ」べからずと云々。

此の事写すの外、種々の事等之多く、右筆違あらず。仍て之を署す。殊にして肝要たるの所許りを事脱の云々。時に正嘉第二の曆仲秋上旬の候、聊か後のため、之を摸し執筆巧みに畢ぬ。披見、念佛を唱へらるべき者なり。

私云ふ、建治三年二月十八日書写し畢ぬ。

凡例

一、翻刻は、洲崎寺本になるべく忠実に行つた。このため、返り点等の抜けや誤り、また筆写時の脱字・誤字・重複があつても校訂せず、そのまま掲載した。

二、書き下しは、洲崎寺本の内容を踏まえつつ、筆写時の誤りと思われる部分は、他の写本や刊本を参考に訂正した。その際、洲崎寺本の脱字を補った箇所は「」内に入れ、洲崎寺本での同じ文言の重複部分は（）内に入れて、文意が通じるようとした。誤字については適當な文字に訂正したが、個別には表示していない。

來淨飯王宮生処塔ノ而五百廻ノ星霜相遷之間唯遺基跡ヲ尚無礎石于茲行蓮上人去寛元三年木像御影建立之時即与寺僧共評議シテ於此御誕生処建立一堂ヲ可安置之云々

因茲或ハハケマシ自力ヲ或ハ唱テ勸進以今年建長元年正月十日手斧始同一月二日棟上大工沙弥陀仏同年五月八日戊申寅時有鎮壇阿闍梨道範以我功德力大師加持力及以法界力願我成吉祥今此一伽藍奉慈氏下生興隆諸仏法利益諸衆生

大勸進阿闍梨道範

建長元年五月廿一日此諸國流人赦免之宣下有之同六月八日件院宣并六波羅下知狀及長者御房御書狀來着仍即可帰洛之所自同十二日本病更發不能出行經四十余日付小減臨帰山之期七年之間世出世之事無内外申談之人之許へ申遣云

七年の絶え怒むすひの末乃露

おなし者ちすの上爾阿楚はん

彼返報云七ヶ年之祇候一生中之大幸也唯願世々欲蒙御引接云々

末の露おもひ定め怒身尔し阿連徒とふ古との者にかゝら佐らめや

追申御帰山之後ハ毎年一度可令登山之志深候

多の免置し法の志る辺の灯乃重而照す峯を尋ん

同七月廿二三日之比癪病得小減欲帰山之所當國白峯寺院主靜円備後阿闍梨當年宿願入壇所望事近々被歎申之間病後氣力雖不可堪作業此寺國中清淨蘭若

崇徳院法皇御靈廟也此阿闍梨年紀六十六練行慈仁之器也仍大師御門流於此

寺永代流傳事尤可為興法利人方便之故同七月廿九日立善通寺到彼白峯路五

里八月四日壬寅房宿令云入壇伝法色衆十人云云同六日彼寺本堂修理供養万茶

羅供大阿闍梨勒之

來淨飯王宮生処塔の如し。而して五日廻の星霜相遷るの間、唯其の跡を遺し、尚礎石無し。茲において行蓮上人、去る寛元三年木像御影建立の時、即ち寺僧と共に評議して、此の御誕生処に於いて一堂を建立し、之を安置すべしと云々。

茲に因りて、或いは自力を励まし、或いは勧進を唱へて、今年建長元年正月十日を以て手斧始め、同二月二日棟上す。大工沙弥陀仏。同年五月八日戌申寅時、鎮壇有り。阿闍梨道範。

我が功德力を以て 大師加持力 及び法界力を以て 聞我吉祥を成す
今此の一伽藍 慈氏の下生を奉り 諸仏法を興隆し 諸衆生を利益す

大勸進阿闍梨道範

建長元年五月廿一日、此の諸國流人赦免の宣下之有り。同六月八日、件の院宣并六波羅の下知状、及び長者御房の御書状來着す。仍て即ち帰洛すべき所、同十二日より本病更に發す。出行すること能ず。四十余年を経て小減に付く。帰山の期に臨み、七年の間世出世の事、内外無くこれを申し談ず人の許へ申し遣はして云ふ、

七年の 絶えぬむすびの 末の露 おなじ蓮の 上にあそばん

彼の返報に云う。七ヶ年の祇に候はば、一生中の大幸なり。唯願はくば、世々御引接を蒙らんと欲すと云々、

末の露 おもひ定めぬ 身にしあれど 問ふことのはに かゝらざらめや

追ひて申すには、御帰山の後は毎年一度登山せしむべきの志深く候。

33 34
頼め置きし 法のしるべの 灯の 重ねて照らす 峰を尋ねん

同七月廿二三日の比、癪病小減を得て、山に帰らんと欲するの所、當國白峯寺院主靜円備後阿闍梨當年宿願の入壇所望の事、近々歎き申さるの間、病後の氣力作業に堪へるべからずと雖も、此の寺國中清淨の蘭若、崇徳院法皇の御靈廟なり。此の阿闍梨、年紀六十六、練行慈仁の器なり。仍て大師御門流の此の寺に於いて永代流傳の事、尤も興法利人の方便たるべしの故、同七月廿九日、善通寺を立ち彼の白峯に到る。路五里八月四日壬寅房宿令云々入壇伝法す。色衆十人と云々。同六日、彼の寺の本堂修理供養万茶羅供、大阿闍梨之を勤

同年十一月十七日尾背寺参詣此寺ハ大師善通寺建立之時杣山云々本堂三間四面本仏御作薬師三間御影堂御影并七祖又天台大師影有之同十八日還向依路次参詣称名院眇松林中有九品庵室本堂五間彼院主念々房持仏堂松間池上地形殊勝彼院主他行之間追送之

九の草の庵りと見しほとに屋かて蓮の台なりけり

九乃草の庵りにとめをきし古々ろいまなへ海の西まで

念々房返

結び置く草の庵のかひ阿連は今は蓮の台とぞ聞く

九の草の庵り尔とゞめけむ君の心をたのむ我身そ

称名院への愚状を三品房の許へ被送タリケル其返状ニ云

善通寺御札加拝見令返上候彼歴覧の時不参会之条生前遺恨候猶々御光臨候者我願充满衆望亦可足候者也兼又二首御詠万感無極候捧五首之腰折述千廻

君ならて誰か覺らん草の庵屋がて蓮の台成とは

九品の蓮の露に屋とりけん月の光りを見怒そかなしき

とゞめけん心の底越志るへ尔て此山里尔住人もか那

いかゞして君か御法の灯を聞き御山の庵に照さん

君かたのむ寺の昔の聖りこそ此山里に住家志めけ連

当寺ハ弘法大師御建立旧跡云々便宜の時以此旨可令洩達給恐惶謹言

十二月十四日 上品判

十一月十八日参詣滝寺坂十六丁此寺東向

高山有滝古寺礎石等所々有之本堂五間本仏御作千手云々

一 誕生院縁起之事

右当所者弘法大師御誕生処也昔ハ定有精舍宛モ如尺迦如

同年十一月十七日尾背寺参詣す。此の寺は、大師善通寺御建立の時の杣山なり。本堂は三間四面、本仏は御作の薬師なり。三間の御影堂 御影并に七祖又天台大師の影之在り。同十八日還向す。路次に依り、称名院に参詣す。眇「々たる」松林の中に、九品庵室有り。本堂五間、彼の院主は念々

房なり。持仏堂、松間池上の地形殊勝なり。彼の院主は他行之間、追て之を送る。

23 24 九の草の庵りと見しほとにやがて蓮の台となりけり
23 24 九の草の庵りにとめをきし心いざなへ海の西まで

念々房の返し

25 結び置く草の庵のかひあれば今は蓮の台とぞ聞く
25 26 九の草の庵りにとゞめけむ君の心をたのむ我身ぞ

称名院への愚状を三品房の許へ送られたりける。其の返状に云ふ。

善通寺御札、拝見を加へ返上せしめ候。彼の歴覧の時、不参会の条、生前の遺恨に候。猶々御光臨候はば我が願既に満ち、衆望も亦足るべき候者なり。兼て又二首の御詠、万感極まり無く候。五首の腰折れを捧げ、千廻の心緒を述べて已む。

君ならで誰か覺らん草の庵やがて蓮の台なりとは

28 九品の蓮の露にやどりけん月の光を見るぞかなしき

29 とゞめけん心の底をしるべにて此山里に住人もがな

30 31 いかゞして君が御法の灯を聞きみ山の庵に照さん

32 君がたのむ寺の昔の聖りこそ此山里に住家しめけれ

常寺ハ弘法大師御建立の旧跡と云々。便宜の時、此の旨を以て洩達せしめ

給ふ可し。恐惶謹言。

十二月十四日

三品判

十一月十八日、滝寺に参詣す。坂十六丁此の寺東向高山に滝有り。古寺の礎石等、所々に之有り。本堂五間、本仏御作の千手と云々。

一 誕生院縁起の事

右当所は、弘法大師御誕生処なり。昔は定めて精舍あり。あたかも般迦如

宝治二年戊申四月之比依高野一品親王仰摸當寺御影此事去年雖被下御使當國無淨行仏師之由依申上今年被下仏師成祐鏡明房奉摸寫之所詣仏師四月五日出京九日下着堀江津同十一日當寺參詣同十三日作紙形當日於御影堂ニ仏師ニ授梵網十戒其後始紙形自同十四日因繪同十八日終其功所奉摸之御影其御影形色毫釐モ無違本御影云云同十八日依寺僧評議今此仏師彼押本御影之裏加御修理云云已上此等間不出御影堂仏師下着之時院主絹一疋三昧各淺黃一切給之凡此御影者當寺之古老相伝ニ云大師御入唐ノ時為御母儀自摸置我影像ヲ為告面之孝御ス云云

此御影上洛事

承元三年隱岐院御時在佐大臣殿當國ニ司之間依院宣被奉迎寺僧再三日上古不奉出御影堂之由雖令言上子細數度依被仰下寺僧等頂戴令上洛御拝見之後被奉摸之繪師御下向之時生野ニ六丁免田寄進云云嘉祿元年九条禪定殿下摸錄御時奉拝之又摸寫之繪師七郎唐人御下向之時免田三丁寄進云云

同年六月二日御上洛同十五日高野參着即有御拝見御歡喜云云同十八日御報書云云御影無為奉渡事返々悦入候宿善開發數及落涙心中可被察之云云同年十月廿七日伊与国寒川ノ地頭小河六郎祐長建立一堂三尊供養導師勤之彼路頭ニ比女ノ八幡ト云所アリ讃岐ノ内其所ニ大楠ノ木ノ本ヲ半出ノ阿弥陀仏ヲ造テ堂ヲツクリ覺リ其木ノ末ハ大ニサカヘテカレヌ

楠の木も本のさとりをひらきつゝ仏の身とも成りにけるかな
同廿八日舞樂同廿九日還向ノ次ニ琴曳ト云宮マウツ讃岐内此宮昔ハ八幡大井筑紫ヨリ此所ニラチツキテ京ノ八幡へわたらせ給其御舟ノ船ト御琴トヲ宮内ニツクリコメタリサテ琴曳ト云山ノ様京ノヤハタノ山ノ形也三面ハ海也殊勝地形

松風尔昔の志らへかよひ来て今に跡阿る琴曳の山

宝治二年戊申四月之比、高野二品親王の仰せに依り、当寺の御影を摸す。此事去年御使を下さると雖も、当国に淨行仏師無きの由申し上ぐるに依り、今年仏師成祐鏡明房を下され、之を摸写し奉る。所詣の仏師、四月五日出京し、九日堀江津に下着す。同十一日当寺に参詣す。同十三日紙形を

作る。当日御影堂に於いて、仏師に梵網十戒を授く。其の後紙形を始め、同十四日より図絵し、同十八日其の功を終う。摸し奉る所之其の御影、形色毫釐も本の御影と違うことなしと云々。同十八日寺僧評議に依り、今此の仏師改めて本の御影の裏を押し、御修理を加ふと云々。已上此等の間、御影堂を出す。仏師下着の時、院主絹一疋、三昧各浅黄一切之を給す。凡そ此の御影は、当寺の古老の相伝に云く、大師御入唐の時、御母儀のため自ら我が御影像を摸し置き、告面の孝となし御すと云々。

此の御影上洛の事

承元三年隱岐院の御時、在佐大臣殿當國に司るの間、院宣に依りて迎へ奉らる。寺僧再三に曰く、上古御影堂を出奉らずの由、子細を言上せしむと雖も、數度仰せ下せらるに依り、寺僧等頂戴し上洛せしめ御拝見の後、之を摸し奉らる。繪師御下向の時、生野に六丁の免田寄進すと云々。嘉祿元年九条禪定殿下摸録の御時、之を拝し奉り、又摸寫の繪師七郎唐人御下向の時、免田三丁寄進すと云々。

同年六月二日御上洛。同十五日高野參着し、即ち御拝見有り、御歡喜と云々。同十八日御報書と云々。御影無為に渡り奉る事、返すべく悦び入り候。宿善の開發しばしば落涙に及び、心中之を察せらるべきと云々。同年十月廿七日、伊予国寒川の地頭小河六郎祐長一堂を建立す。三尊供養の導師之を勤む。彼の路頭に比女の八幡と云ふ所あり。讃岐の内。其の所に大楠の木の本を半出の阿弥陀仏に造りて堂を造り覺へり。其の木の末は大いに榮へて枯れぬ。

²¹ 楠の木も 本の悟りを開きつゝ 仏の身とも 成りにけるかな

同廿八日舞樂、同廿九日還向の次に琴曳と云ふ宮詣づ。讃岐の内。此の宮は昔八幡大井筑紫より此の所に落ち着きて、京の八幡へば渡らせ給ふ。其の舟の船と御琴とを宮内に作りこめたり。さて琴曳と云ふ山の様は、京の八幡の山の形なり。三面は海なり。殊勝の地形なり。

²² 松風に 昔のしらべ かよひ来て 今に跡ある 琴曳の山

野ノ大門ニテチカト見ヘ侍レハ其國尔ても南山ハサハト見侍ラム浦
山敷こととて

君盤な越見てやなくさむ者那連怒る高野の山の峯の白雲

サテモ又此居所ハ大師御誕生の座跡な連者御建立ノ伽藍于今少々現存就中

大師御真筆の御影常拝見是愁之中の喜なる由申て

世尔出て見徒からとむる影より楚入尔し月の形をも見る

以上両首の返し淡路

高野山峯の白雲跡絶ても那し幾空爾雨そ古本る、

入月も日加りや共爾ならふらん三津からとめし影耳う徒りて

寛元三年十月廿一日出雲国配学円房阿闍梨法性延テ自サリ已死門之命ヲ誓
以廿一日為閉眼之期ト是大師引接炳然也同十二月十八日自本山告遣之聞之
周章悶乱悲泣哀慟彼阿闍梨者自少年同学也交如芝蘭眼同膠漆加之受伝法灌
頂於先師法眼和上位既為秘密血脉一門顕密因縁旁以深離別哀傷豈以淺乎仍
自同十九日始行阿弥陀護摩五十ヶ日泣資彼井其後自行念誦等之時為廻向隨
一²¹是為蒙彼還來引接也彼安芸無常此出雲電光哀傷一意

かたくものとの志つくハちり怒なりい津か我身の末の白露

同年十二月十六日高野淨井院阿闍梨尚祚覺禪房去十一月廿五日逝去之由同朋
來テ告未聞終其詞嗚咽悶絕彼阿闍梨者花王法水稟源禪林教風伝心因之事相
教相互開蒙霧世間出世俱無内外矣彼賢哲者愚質二紀之法弟也而冥途前後泣
而有余凡一山學徒滅法灯失惠日為之如何哉筆与涙相和記之

高野山流連し水もかれぬなり草木はいかゝ年をきさらん

野の大門にて近々と見え侍れば、其の國にても南山はさはさはと見へ侍ら
む。羨ましきこととて、

君はなを 見てやなくさむ

離れぬる 高野の山の 峯の白雲

さても又、此の居所は大師御誕生の座跡なれば、御建立の伽藍今において
少々現存し、就中大師御真筆の御影常に拝見す。是愁の中の喜びなる由申
して

¹⁶ 世に出て 自らとむる 影よりそ 入にし月の 形をも見る

以上両首の返し、淡路

¹⁷ 高野山 峯の白雲 跡絶へて むなしき空に 雨ぞこぼる、
¹⁸ 入月も ひかりや共に ならふらん 自らとめし 影にうつりて

寛元三年十月廿一日、出雲国に配する学円房阿闍梨法性、自らさり已む死
門の命を延て、誓ふて廿一日を以て閉眼の期となす。是、大師の引接炳然
なり。同十二月十八日、本山より之を告げ遣す。之を聞き周章悶乱し、悲
泣哀慟す。彼の阿闍梨は、少年より同学なり。交わりて芝蘭の如く、眼膠
漆に同じ。之に加ふるに、伝法灌頂を先師法眼和上位に受け、既に秘密の
血脉一門となり、顕密の因縁かたがた以て深し。離別の哀傷、豈以て浅か
らん哉。仍て同十九日より、阿弥陀護摩を始行すること五十ヶ日。泣いて
彼の菩提を資す。其の後、自ら念誦等を行ふの時、廻向隨一なり。是彼の
還來引接を蒙るためなり。彼の安芸無常、此の出雲電光、哀傷の一意

かたがたの もとのしづくは 散りぬなり いつか我身の 末の白露

同年十二月十六日、高野山淨菩提院の阿闍梨尚祚覺禪房、去る十一月廿五
日逝去の由、同朋來りて告ぐ。未だ終わりの其の詞を聞かず、嗚咽悶絶
す。彼の阿闍梨は、花王の法水源に稟し、禪林教風心を伝ふ。之に因り事
相教へ、相互に蒙露を開き、世間の出世俱に内外に無し矣。彼の賢哲は、
愚質二紀の法弟なり。而して冥途前後すること、泣きて余り有り。凡そ一
山の學徒法灯を滅し恵日を失ひ、之を為さんとすること如何哉。筆と涙と
相和して之を記す。

²⁰ 高野山 流れし水も かれぬなり 草木はいかゞ たねをきさらん

高野山岩のむろ戸尔澄月の此ふもとにより出けるかさは

此御誕生所者西方ニ五岳山ト云テ五仏之高山ノ有ル其麓也同日午刻於講堂ニ
有法花講大師御報恩ト云云其後有童舞云其日及晚景不能還向即通夜御影
堂云云翌日宇足津ニ帰寛元々年九月十五日善通寺ニ移住ス寺僧等兼而大師御
誕生所ノ傍ニ庵室を構テ給ヘリ同月廿一日大師至御行道所ニ世ニ号世坂ト參
詣ス其路嶮岨嵯峨老骨雖攀躋口人ニタスケラレテ登至る此行道ノ路ニハ于今
草不生清淨寂寞タリ南北諸国皆見テ眺望疲眼此行道所ハ五岳ノ中岳ノ我拜師
山ノ西ノ岫也大師此所ニ觀念經行之間中岳青巖ノ綠松ノ上尺迦如來乘雲來
臨影現玉フ大師拜玉フ之故云我拜師山ト也此行道所ニ數刻大仏頂寶篋印等陥
羅尼ヲ満テ眼所及海生山獸等ノ益生ニアツ如來影現事貴ク目出覺ヘテ

王しの山徒祢にす無なる夜半能月来りて照春峯尔そ有希る

十月の此南大門ニ出テ南方名山等眺望南大門前路弘三丈五尺長八町左右ニ
卒都婆多立テ其門ノ東脇ニ古大松アリ寺僧云昔西行此松ノ下ニ七日七夜籠居
テ

飛さに経て我が後の世を問へよ松跡忍へき人もなき身そ
とよ免るによりて此松ヲハ西行カ松ト申也ト申越きゝて
ち幾り置て西へ行ける跡尔来て我も終を松の下風

寛元二年甲辰正月之頃當寺ノ童舞裝束被調事并会日發願文事同六月十五日
夜多度郡田所入道号堀池入道隨仏夢想三云御誕生所之石壇ノ南ノ辺ニ大ナル蓮
花生タリ莖ノ長六尺大衆合許初ハ合て漸開其色香花甚妙也諸人集会シテ拜見
之隨仏作奇特之想問云是何ナル蓮花生ノ如是大ニ妙なる人答曰是ハ高野上人
御房ノ蓮花云合掌瞻仰シテ夢覺畢同八月之比淡路國ナル人ノ許エ修行者ノ便
ニ文ツカワス状ニ此離山三年ニナリ在國兩歳ニナル事本山恋慕羈旅ノ艱難定
同心也抑其淡路島ハ高

¹¹ 高野山 岩のむろ戸に 澄む月の 此ふもとより 出れるかさは

此の御誕生所は西方に五岳山と云ひて、五仏之高山の有る、其の麓なり。
同日午刻、講堂に於いて法花講有り。大師の御報恩と云々。其の後、童
有りと云々。其の日、晩景に及び還向すること能はず。即ち、御影堂に通

夜すと云々。翌日、宇足津に帰る。寛元元年九月十五日、善通寺に移住す。寺僧等、兼て大師御誕生所の傍に庵室を構へて給へり。同月廿一日、大師の御行道所に至る。世に世坂と号し、參詣す。其の路、嶮岨嵯峨として、老骨攀躋と雖も只人に助けられて登り至る。此の行道の路には、今に草生えず、清淨寂寞たり。南北の諸国皆見へて、眺望眼を疲れさす。此の行道所は、五岳の中岳の我拜師山の西の岫なり。大師此の所に觀念經行の間、中岳青巖の綠松の上に釈迦如來乘雲に乗り來臨影現し玉ふ。大師拜み玉ふの故、我拜師山と云ふ也。此の行道所に數刻、大仏頂寶篋印等の陀羅尼を、満眼の及ぶ所海生山獸等の益生に宛つ。如來影現の事、貴く目出に覺へて

¹² 鷲の山 常に住むなる 夜半の月 来りて照らす 峯にぞ有ける

十月の比、南大門に出て南方の名山等眺望す。南大門前の路、弘さ三丈五
尺、長さ八町、左右に卒都婆多く立ちて、其の門も東脇に古大松あり。寺
僧云く、昔西行此の松の下に七日七夜籠り居て

¹³ ひさに経て 我が後の世を 問へよ松 跡忍ぶべき 人もなき身ぞ

とよめるによりて、此の松をは西行が松と申す也と申すを聞きて

¹⁴ ちぎり置て 西へ行きける 跡に来て 我も終わりを 松の下風

寛元二年甲辰正月之比、當寺の童舞裝束調べらるゝ事、並に会の日の發願
文の事、同六月十五日の夜、多度郡田所入道堀池入道隨仏と号す夢想に云ふ。
御誕生所の石壇の南の辺に、大なる蓮花生じたり。莖の長さ六尺、大きさ
衆合許。初めは合て漸く開き、其の色香花甚だ妙なる。諸人集会して之を
拝見す。隨仏奇特の想を作り、問うて云ふ。是何なる蓮花ぞ、是の如く大
いに妙なる。人、答へて曰く、是は高野上人御房の蓮花なりと云々。合掌
瞻仰して夢覺め畢ぬ。同八月之比、淡路國なる人の許エ修行者の使に文遣
わす状に、此の離山三年になり、在國兩歳になる事、本山恋慕、羈旅の艱
難、定めて同心なり。そもそも其の淡路島は高

被ル預ケ

海中に至る。前へは潮満つ時、砌近く指し入る。

十五日在家五六丁許引上リテ堂舍一宇僧坊少々有所ニ移シスエラル此処地形殊勝望東孤山擎テ夜月ヲ勤月輪觀之思フ顧西遠島含夕日ヲ催日想觀之心

ヲ後口ニハ松山聳テ海中ニ至る前へ者潮満ツ時砌近ク指シ入ル

佐ひしさをいかて多え末し松の風浪も音せぬ住家なりセハ

サテ常尔後の山ニ登リテ海上島々を眺望シテ為海中鱗類ノ作自性能加持之法

ヲ有時ハ浦ニ出テ向ノ山々問へハ備前ノ小島備中備後迄見渡る小石尔光明真言等ヲ書テ海中ニ入ル宝篋印陀羅尼ヲ誦シテ鱗類ノ離苦海ニ廻向ス或時山ニ

登テ見ワタンシテ

うたつかた此松かけ爾風立テハ島の阿那たも一ツ白浪

三月廿一日善通寺江詣テ大師ノ聖跡を巡礼ス金堂ハ二階七間也青龍寺ノ金

堂を被タル摸トテニ階ニ各今少引入リテモコシアルカ故ニ打見レハ四階大伽藍

也是ハ大師御建立于今現在セリ御作丈六薬師三尊四天王像い滿す皆埋仏也

後ノ壁ニ又薬師三尊半出ニ埋作ラレタリ七間講堂ハ破壊後今新造當五間常

堂御作釈迦ノ像イマス同新造立大師御建立ニ重ノ宝塔本法華堂ト云現存本五間令

修理之間加前広廂一間云々於此内奉安置御筆ノ御影ヲ此御影ハ大師御入唐之

時自図之奉預御母儀云同等身像也大方ノ様ハ如普通ノ御影ノ但於左上松山

ノ上ニ尺迦如来影現ノ形像有之云々凡ソ此善通寺ハ本ハ四面各ニ町其内種々

ノ堂舎宝塔灌頂院護摩堂嚴重羅列ス今ハ皆破壊纔ニ礎石斗有之御筆之額二

枚有之皆善通之寺トアソハサレタリ其外大宝樓閣陀羅尼トアソハシタル額

二枚有皆破壊損云抑善通之寺ハ大師御先祖俗名ヲ即為寺号云々破壊之間大

師修造建立ノ時不被改本号欵金堂ノ西ニ有一直路一町七丈許也即自寺中參

御誕生所之路也則參詣シテ拝スレハ之正御誕生所二者石ヲ高ク広置メリ今ハ如

法經奉納之七重石塔有之大樹少々有拝見之間恋慕敬催涙折膽

預けらる。

十五日、在家五六丁許引上りて、堂舍一宇僧坊少々有る所に移しすえらる。此の處の地形殊勝なり。東に望むに孤山夜月を擎げて月輪觀之思ひを勧め、西を顧れば遠島夕日を含み日想觀之心を催す。後ろには松山聳へて

寂しさをいかで耐えまし 松の風 浪も音せぬ 住家なりせば

さて、常に後の山に登りて海上の島々を眺望して、海中の鱗類のため自性能く加持之法を作す。有る時は、浦に出て向いの山々を問へば、備前の小島、備中備後迄見え渡る。小石に光明真言等を書きて、海中に入る。宝篋印陀羅尼を誦して鱗類の離苦海に廻向す。或る時、山に登りて見渡して、

¹⁰ うたづかた 此の松かげに 風立てば 島のあなたも 一つ白浪

三月廿一日、善通寺え詣でて、大師の聖跡を巡礼す。金堂は二階七間也。

青龍寺の金堂を摸されたるとて、二階に各今少し引き入りて裳階有るが故に、打見れば四階の大伽藍なり。是は大師御建立、今において現在せり。

御作の丈六の薬師三尊、四天王像坐す。皆埋仏なり。後の壁に又 薬師三

尊半出に埋め作られたり。

七間の講堂は破壊の後、今新たに造営し、五間の常堂御作釈迦の像坐す同じく新たに造立す。大師御建立の二重の宝塔本は法華堂と云うは現存す。本は

五間、修理せしむる之間、前の広廂一間を加うると云々。此の内に於いて、御筆の御影を安置し奉る。此の御影は大師御入唐之時、自ら之を図し

御母儀に預け奉ると云々。大方の様は普通の御影の如し。但し、左上の松

山の上に於いて、釈迦如来影現の形像これ有りと云々。凡そ此の善通寺

は、本は四面各ニ町。其の内に種々の堂舎、宝塔、灌頂院、護摩堂嚴重に

羅列す。今は皆破壊して、纔に礎石ばかりこれ在り。御筆の額二枚これ有り。皆善通之寺とあそばされたり。其の外、大宝樓閣陀羅尼とあそばした

る額二枚これ有り。皆破壊損と云々。抑、善通之寺は大師の御先祖の俗名

を、即ち寺号となすと云々。破壊の間、大師修造建立の時、本号を改められず歟。金堂の西に一直路有り。一町七丈許なり。即ち、寺中より御誕生

所に参るの路なり。則ち參詣してこれを拝すれば、正しく御誕生所には石を高く広く置めり。今は如法經これを納め奉る七重の石塔これ有り。大樹少々有り。拝見の間、恋慕「恭」敬、涙を催し膽を折る。

四日石屋ヲ立テ乗船滝ノ口ニイタリテヲル海路七里海路の様西ハ淡路島湊行奇巖滑石宛如見山水ヲ東ハ千里青山メモ遙ニ遠シ其ノ中ニ眺望ノ末ニアタリテ幽ニ高野山見ゆ山門寺中ノ事なんと思屋ら連て阿王れ尔覚へて舟中ノ人々ニ阿寿よりハ高野の見ゆる所ハ有ル間敷歟と問ヘハ淡路の山の中に入候なは高野のみ由る所ハ今ハよも候ワシといふ越きゝて

者那連くる高野の山のかすミをもけふ斗やハなかめくらさん

同日船を下て陸地三里行て淡路八木国府ニ至テ中一日ヲ経テ石屋ノ宿までハ淡路配国人同道同宿之間互世出世之事等相談シなくさ無事阿リ件人ハ滝ノ口ニとゞまりヌ此八木ノ宿よりハ只同朋一両輩斗也羈旅ノ思まこと尔心本

そし

佐らぬた尔祢覺おほかる草枕まどろむ夢をふく嵐哉

六日国府を立三里行てフクラノトマリニ至る風阿しくして三ヶ日逗留西風

者けしく時々雪婦々幾てすざ満しく物阿王れなり

おきつ風ふく羅のいそに日數経てなら王ぬ浪尔ぬらし袖か那

行佐幾を我が古郷に阿らなく尔爰越旅とハ何いそくらん

十日フクラヲ立て阿波の戸を王たりて佐伊田ニヲル海路三里余島々入江／＼の有様悦目養意舟ヲリテ阿波國ノ大津賀ニ至る路間九里余

十二日サヌキノ国府ニ至る路間六里庁ノ沙汰トシテ有禮候次日六里伝馬

十三日国府ヲ立讚岐ノ守護所長雄二郎左衛門ノ許ニ至ル路間二里次朝淡路ノ使者帰る淡路ニとゞまる人のもとへ其國より以来多ノ山海ヲ渡テ流浪之事并老後流刑之事返スモ不斗之由ナムト申テ

天かした何すミ曾免の袖那ならん老の波尔も流連ぬる哉

十四日守護所之許より鵜足津ノ橋藤左衛門高能ト云御家人之許ヘ

四日、石屋を立ちて船に乗り、滝ノ口に至りて下る。海路七里。海路の様、西は淡路島、湊を行けば奇巖滑石宛かも山水見るが如し。東は千里の青山目も遙に遠し。其の中に眺望の末にあたりて、幽かに高野山見ゆ。山門寺中の事など思いやられてあはれに覚へて、舟中の人々に明日よりは高野の見ゆる所は有る間敷歟と問へは、淡路の山の中に入り候なば、高野

の見ゆる所は今はよも候わじといふを聞いて

⁴離れるる 高野の山の かすみをも 今日ばかりやは 眺め暮らさん

同日、船を下て陸地三里行きて、淡路の八木の国府に至りて、中一日を経て、石屋の宿までは淡路配國の人同道す。同宿之間、互に世出世之事等相談しなぐさむ事あり。件の人は滝ノ口にとゞまりぬ。此の八木の宿よりは、只同朋一両輩斗也。羈旅の思ひまことに心ほそし。

⁵さらぬだに ね覚おほかる 草枕 まどろむ夢を ふく嵐哉

六日、国府を立ちて三里行て、福良の泊に至る。風悪しくして三ヶ日逗留す。西風はげしく時々雪ふゝきて、すさまじく物あはれなり。

⁶おきつ風 福良が磯に 日數経て ならわぬ浪に ぬるゝ袖かな
⁷おきつ風 行さきを 我が古郷に あらなくに 爰を旅とは 何いそぐらん

十日、福良を立ちて阿波の戸を渡りて、佐伊田に下る。海路三里余。島々入江くの有様、日を悦して意を養ふ。舟を下りて阿波國の「坂東郡大寺に宿す。十一日、大寺を立て大坂越して、讚岐阿波の中の山なる讚岐」大津賀に至る。路の間九里余。

十二日、讚岐の国府に至る。路の間六里。庁の沙汰として禮候有り。次の日、六里伝馬。

十三日、国府を立ちて、讚岐の守護所長雄二郎左衛門の許に至る。路間二里。次の朝、淡路の使者帰るに、淡路にとゞまる人のもとへ、其の國より以来多く山海を渡りて流浪之事、並に老後の流刑之事、返す「／＼」も斗らず之由なむと申して、

⁸天が下 何墨染めの 袖ならん 老の波にも 流れぬる哉

十四日、守護所之許より、鵜足津の橋藤左衛門高能と云ふ御家人之許へ

『南海流浪記』翻刻・書き下し

南海流浪記

仁治三年壬寅七月十三日本寺ノ訴訟経年月而不達末院凶惡忘本末而興盛之間本寺ノ衆徒企發向欲治罰セント彼凶党之所天火自然ニ出順風歎尔ニ起テ一院須臾ニ成灰燼ト畢同月ノ末公家被召當寺ノ検校ヲ即チ八月ノ始企上洛ヲ被召其惡行ノ張本ヲ之間注進彼ノ骨張十人ノ交名ヲ之間注進此十人就長者悉被召上畢同年十月ノ末任伝法院注進ノ交名ニ本寺ノ宿老等廿六人召符被下之十一月十八日參六波羅之所即各被預武士ニ了同下旬日々ニ有両方ノ対問伝法院巧出亀毛ノ条々構申詐偽ノ非論雖然空花濫訴故一々無実之旨顕畢如對没者不可及罪科ニ之由令謳歌之所仁治四年正月之此三十餘人悉可処配流之由令風聞爰宿老等都テ迷子細忽亡東西以一両ノ惡行只被押懸宿老者不可及一言問答ニ就両方ノ理非若被糺明者不可處一刑罪科是只所詮當彼ノ院磨滅ノ時ノ運ニ感此宿老等ノ宿惡之業ヲ歟唯察因果ノ理勿生怨恨ノ思矣同四年正月廿五日各被預配流國武士畢道範流讚岐守ノ護所不在京付テ淡路守護所牧野四郎左衛門尉可令下國之由其沙汰即正月卅日出都宿久我二月一日乗船宿神崎橋下過淀ノ渡之時遙花洛ノ方ヲ瞻望シテ

都をは霞乃よそにかへり見て徒ち行らむ淀の河波

同二日神崎ヲ立筒井ニ至ル路ノ間五里小屋福原ヲ過ク同三日筒井ヲ立石屋ノ渡ヲ渡リテ宿石屋ニ路間六里余播磨ノスマタルミヲユクスマノ浦氣色誠三月

名所ト見て東南氣霽出山之清光可望西北海遠シテ入浪之曉月可見

流行く身にし阿ら寿ハす満の浦と満りて夜半の月盤見亭まし

同日夕方巡見スルニ石屋并繪島ヲ青巖之形綠松之体碧潭之色晚嵐之声其感興忘愁緒ヲ畢即繪島の明神ニ詣シテ法施法樂

見る者かりいかゝからむ繪島かたむへし越神盤爰にすみける

南海流浪記

仁治三年壬寅七月十三日、本寺の訴訟年月を経て達せず。末院の凶惡、本末を忘れて興隆之間、本寺の衆徒發向を企て、彼の凶党を治罰せんと欲

する之所、天火自然に出て順風歎事に起て一院須臾に灰燼と成り畢ぬ。同月の末、公家当寺の検校を召され、即ち八月の始め上洛を企てる。「即ち」

其の惡行の張本を召される之間、彼の骨張十人の交名を注進す。(之間注進)此の十人、長者に就き、悉く召し上げられ畢ぬ。同年十月の末、伝法院注進の交名に仕て、本寺の宿老廿六人の召符、之を下さる。十一月十八日、六波羅に参る之所、即ち各武士に預けられ畢ぬ。同下旬、日々に両方の対問有り。伝法院巧みに亀毛の条々を出し、詐偽の非論を構申す。然るに雖も空花の濫訴の故、一々無実之旨顕れ畢ぬ。対決の如くなれば、罪科に及ぶべからず之由、謳歌せしむ之所、仁治四年正月之此、三十餘人悉く配流に處すべ之由、風聞せしむ。爰に宿老等、都て子細に迷い、忽ち東西を亡くす。一両の惡行を以て、只宿老に押懸けられ、一言の問答に及ぶべからず。両方の理非に就て若し糺明に非ずんば、一刑の罪科に處すべからず。是れ只、所詮彼の一院磨滅の時の運に当たりて、此の宿老等の宿惡之業を感ずる歟。唯、因果の理を察し怨恨の思いを生ずる勿れ。同四年正月廿五日、各配流の國の武士に預けられ畢ぬ。道範は讚岐守護所に流。京に在らざるに付て、淡路の守護所牧野四郎左衛門殿、下国せしむべき之由、其の沙汰有り。即ち正月卅日、都を出て久我に宿す。二月一日、船に乗り神崎橋下に宿す。淀の渡を過る之時、遙に花洛の方を瞻望して、

¹ 都をば 霞のよそに かへり見て いづち行らむ 淀の河波

同二日、神崎を立ちて筒井に至る。路の間五里。小屋福原を過ぐ。同三日、筒井を立ちて、石屋の渡を渡りて石屋に宿す。路の間六里余。播磨の須磨、垂水をゆく。須磨の浦の氣色、誠に月の名所と見たり。東南の氣霽れて、山之清光望むべし。西北の海遠くして、浪に入る之曉、月見るべし。

² 流れ行く 身にしあらずは 須磨の浦 泊まりて夜半の 月は見てまし

同日夕方、石屋并に繪島を巡見するに、青巖之形綠松之体、碧潭之色晚嵐之声、其の感興愁緒を忘れ畢ぬ。即ち繪島の明神に詣して、法施法樂す。³ 見るばかり いかゞかたらむ 繪島かた むべしを神は 爰にすみける

寺から比女八幡宮を経て伊予寒川に到着しており、これも古代南海道と同様な経路が考えられる。

一方、国府から守護所（宇多津）まで、あるいは伊予寒川から琴弾八幡宮までは、古代南海道よりも海側の平野部を進んだことが考えられる。宇多津も観音寺もこの頃から興隆した中核的な港町であり、これらを繋ぐ海側の道が次第に重要な役割を果たすようになつたのではなかろうか⁷。

さらに、普通寺から尾背寺に参詣し、帰途、「路次により」称名院（仲多度郡琴平町西山）・滝寺（普通寺市大麻町大麻神社背後の山中）に立ち寄つてゐるが、これは現在の県道二〇八号→四号→二〇二号（すなわち、金毘羅街道多度津道から阿波街道）というコースに近い経路が想定される。

なお、道範が見た南大門前の道（弘さ三丈五尺、長さ八町）は、東西方に向に延びる古代南海道が踏襲された道と見る向きもあるが、「左右に卒塔婆多く立て」と記されることからすれば、南大門から真っ直ぐ南に延びる参詣道と考えるのが妥当であろう。前述した尾背寺からの帰途は、この道へと繋がっているのではなかろうか。

【中世の讃岐国府】

一一四三年二月一二日に讃岐国府に到着すると、「府の沙汰」があつたため、道範は伺候（祇候）している。

「府の沙汰」がどのような内容であつたのかは不明だが、この時期には国府に留守所が置かれ、様々な実務を行つていたことが、普通寺や祇園社の文書からうかがえる。留守所の事実上のトップである「大介」を見ると、一三世紀代には源・三条・藤原・惟宗姓といつた中・下級貴族が名を連ねる。また、やや遡る時期であるが、崇徳上皇の讃岐配流にあたり「守護」（監視）は、「一向に讃岐国司の沙汰」とされていてことからしても、大介とそれを支える在庁官人（綾・凡・佐伯・紀・橘・藤原姓）たちが、実質

的に留守所を機能させていたと捉えるのが妥当な解釈といえる。

こうしたイメージを前提に讃岐国府跡の発掘調査成果を見ると、一二〇三世紀が建物関連遺構の分布範囲が広がり、建物群が内部に耕地を介在させないような高い密集度をもち、継続期間が長く、井戸を各敷地に伴うこと、さらに燭台形土器など灯火具が普及し、輸入磁器が多用される食器構成をもつことなどの特徴が指摘できる⁸。これらは、明らかに同時期の一般集落とは異なる傾向であり、全国的に実態不明の感がある留守所の構成について、重要な示唆を与える事例といえるのではないか。

その意味で、国府における一二〇一三世紀の建物群構成が、古代とは全く異なり「屋敷」の集合体として現れる点に留意しておく必要がある。『平家物語』に見える平氏から離反して源氏方についた四国の武士は、「讃岐阿波の在庁ども」を主体としており、彼らが仕事を行つた場に古代的な意味での官衙らしさが見られないことは、同時期の鎌倉などとも共通する現象とも評価できるのである。

おわりに

以上、検討すべき課題はまだある（例えば真言宗系寺院のネットワークと、そこにおける道範の位置付けなど）が、筆者の能力を超える大きな課題であるため、今後の研鑽を期したい。

本稿は、一・三を主に佐藤が、二を主に高橋・安藤が執筆した。また、洲崎寺本の翻刻は高橋が、書き下しは安藤が行つた。史料の検討と紹介にあたつては、洲崎寺住職の御城俊宏氏の多大なるご協力を得たことを明記し、深く感謝申し上げたい。なお検討の過程で、渋谷啓一氏・上野進氏・武田耕道氏には、様々な御教示を賜つた。記して感謝申し上げたい。

⁷ ただし国府から宇多津への道が、近世の丸亀街道に近いルート（国府—八十場—福江—一下川津—長縄手—宇多津）を取るのか、額坂を越えた南海道から北に分岐するルート（東坂本—川津—長縄手—宇多津）を取るのかは、解釈が分かれる余地があろう。本稿では、前者を想定する。

阿波大寺→大津賀	(記載) 九里	(実際) 一里
大津賀→讃岐国府	(記載) 六里	(実際) 五里
讃岐国府→守護所	(記載) 二里	(実際) 二里半

a 説では、阿讚国境の大坂越を含む里程が実際よりも長く感じた以外は、実際よりも短く感じている点で、前掲した復路の距離感と一致する。これに対し b 説では、大津賀から讃岐国府までの里程を実際よりも長く感じ、阿讚国境は著しく短距離に感じたことになる。

現在の自動車道でさえも、大坂越は難所である。おそらく当時は尾根伝いを主体とした急峻な山道であつたことを考慮すれば、この峠越えで実際の距離よりも著しく短く感じることには違和感がある。とすれば、b 説よりも a 説の方が道範の距離感に近いといえるのではないか。

このように見ると、「大津賀」・「富田茶臼山古墳」説が成立するか否かは別にして、田面峠の西側付近に大津賀があつたとする見方に妥当性を与えることになろう。

とすれば、『南海流浪記』で道範が「大寺を立て大坂越して、讃岐・阿波の中の山なる讃岐大津賀に至る」（傍点筆者）と記すことが注目される。田中健二氏が指摘するように、「中山」とは固有地名と見るよりも、「国境地帯の山間部を指している」と捉えた方がよい。そこで、田面峠西側の大津賀が「讃岐阿波の中の山」と感じるようなルートとして、南海道ではなく引田から小海峠を越え、福栄を経由して星越峠を越えて水主経由で田面に至る経路を当てることができるのではないか。

当時、水主周辺は讃岐における熊野信仰の拠点として隆盛しつつあり、真言宗系の寺院が存在していたと見られる。そうしたことから考慮すれば、道範が水主経由で大津賀まで到達した蓋然性も認めることができよう。

【中世の道】

大坂越から大津賀までの往路（水主経由の可能性）を別にすると、道範の行程は、ほぼ南海道沿いに進んだと見て大過なかろう。阿讚国境から国府まで、道範の宿泊した場所を往復路で見ると、東から引田（復路）・大津賀（往路）・白山（復路）・国府（往路）となる。これ



写真 6 「讃岐阿波の中山」としての水主の景観

らからは、古代の南海道に沿うような交通路の存在がうかがえる。このうち引田・大津賀・国府（甲智）は、古代の駅家に近接する位置にあること考えられ、駅家の後身でないとしても宿のよう機能をもつていたことが推測される。また、善通寺滯在中に伊予寒川の地頭に招かれた時は、善通

七年の間、固く結ばれて親しく交わってきましたが、互いにいすれば死ぬ身です。死後は極楽の同じ蓮の葉の上に身をゆだね、楽しみましょ。

一二四九年（建長元）六月、待ちわびた赦免状が普通寺に届けられた。病の癒えるのを待つて高野山に帰ることとなつた道範は、足かけ七年近くの讃岐滞在中の知人に別れの手紙を送つた。その中の一首である。流人であつた道範にとって、別れを惜しんでくれる友ができたことは、大いなる慰めであったことであろう。配流中とはいえ、学問や修業を怠らず、また高齢にも関わらず各地を巡礼し、普通寺誕生院の建立などに尽力して、讃岐国内外の人々から敬愛された道範の人となりが推察される。

帰路に際しても、病後の身でありながらも懇望されて、白峯寺本堂の修理供養を行つてゐる。

三・道範の歩いた讃岐

【里程表示と大津賀】

道範が讃岐までたどつた経路を大局的に見ると、京都から摂津の垂水までは山陽道、淡路国府から讃岐国府までは南海道にほぼ該当すると見られる。ここでは、阿讃国境から讃岐国府までの道範の経路を検討する。

阿波の大寺（金泉寺、徳島県板野郡板野町大寺）に宿した道範一行は、大坂越を経て「讃岐阿波の中の山なる讃岐大津賀に至る」と記される。この「大津賀」については、讃岐東部での遺称地に欠けるが、田中健二氏により「大塚」と解釈され、距離をも踏まえて富田茶臼山古墳（さぬき市富田中）とする説が提示されている⁶。富田茶臼山古墳は、古代の想定南海道からは四町ほど南側に所在しており、さほど南海道に近接しているわけではない。また、付近を「大塚」と呼称したとする史料も存在しないため、なお検討が必要と考えるが、現段階としては一考に値する仮説といえる。

6 註1田中文獻。

ところで『南海流浪記』には、道範の移動距離の記載が見られる。「路の間六里」などと記されているものである。この里程について、①道範自身が何らかの情報（移動時間や沿線の目印など）にもとづいて推測したか、②同道した淡路守護所の使者などからの伝聞によるもの、の可能性がある。いずれのかは不明とせざるを得ないが、例えば同時期の『東関紀行』や年代は下るが『道ゆきぶり』（今川貞世）などに距離の記載が見られないのに比して、著しく特徴的である。むしろ時代は全く異なるが、『曾良隨行日記』（一七世紀末）や『日本紀行』（イザベラ・L・バード、一八八〇年）などに共通して、路程に対する道範の関心の高さがうかがえる。したがつて、この里程が実際の距離と一定の傾向で対応するとすれば、大津賀の位置がかりとなるのではなかろうか。

そこで、南海道沿線における「大塚」地名（木田郡三木町池戸）を仮説の比較対照として（富田茶臼山古墳説をa説、池戸大塚説をb説とする）、里程の問題を検討してみる。

まず、道範の高野山への帰路（普通寺→白峯寺→白山→引田）から見ると、次のようになる。

普通寺→白峯寺	(記載)	五里	(実際)	六里
白峯寺→白山	(記載)	六里	(実際)	六里半
白山→引田	(記載)	六里	(実際)	六里半

実際の距離は、現在の地図データからの計測であり、厳密な意味で道範の経路が確定できないために誤差を見込まなければならない。しかしこでいえることは、道範もしくは当時一般の距離感が、実際よりも短めに示されているということである。

こうしたことを前提にして、阿波大寺から讃岐国府までの里程をa・b両説に即して示すと、以下のようになる。

《a説》

阿波大寺→大津賀	(記載)	九里	(実際)	八里
大津賀→讃岐国府	(記載)	六里	(実際)	八里
讃岐国府→守護所	(記載)	二里	(実際)	二里半

《b説》

師を勤めるためである。その旅の途中、「比女の八幡」に参拝した。そこには大楠があり、根本に半出の阿弥陀像が彫られており、堂で覆われていた。あたかも木そのものが仏となつたごとくの莊厳さであったのである。

「比女の八幡」は、現在の豊浜八幡神社（観音寺市豊浜町）である。今も大楠や老松の社叢に囲まれており、香川県保存木に指定された大楠もある。なお、生木に仏を彫り出すことは、全国各地でしばしば行われており、ことさらに讃岐の西部に限った特徴ではない⁴が、現在でも觀音寺市周辺ではそうした仏像が見られ、中姫の生木地蔵（觀音寺市大野原町）は樹齢一二〇〇年と推定される大楠の洞に地蔵が彫られている⁵。

本歌ではないが、『新続古今和歌集』865番、前大納言為定（一二九三～一三六〇年）の「いまぞしる 枝をつらぬる 木の本に さとりひらけし 親の心は」が参考になろう。

【和歌22】

松風に 昔のしらべ 通い来て 今に跡ある 琴ひきの山

琴の音と峰の松籟が吹き通つて、昔の治世安樂の御代の調べを奏でていることだ。琴弾の山は。

伊予からの帰途、道範は琴弾八幡宮（觀音寺市八幡町）に立ち寄つた。そこの由緒として、八幡神が筑紫からこの場所へと着いた後に、京都の男山（石清水八幡宮）へと渡つていったことを道範は聞いた。男山に似た琴弾山の山容であることや、三面を海に囲まれていることなどが道範をして、「殊勝の地形なり」との思いを深くしたのである。

本歌ではないが、『拾遺和歌集』451番、斎宮女御（949～986年）による「琴の音に 峰の松風 かよふらし いづれのおより 調べそ

5 4 武田耕道氏の御教示を得た。
近世末期に森安利左衛門が彫つたものとされる。

【和歌32】

七年の 絶えぬむすびの 末の露 おなじ蓮の 上にあそばん

めけん」が参考になろう。



写真5 琴弾八幡宮と琴弾山

へ」と対比して鑑賞するのも面白い。

【和歌14】

ちぎり置きて 西へ行きける 跡に来て 我も終わりを 松の下風
もどうか弔つてほしいものだ。

保元の乱（一一五六六年、保元元）から八年後の一一六四年（長寛二）、崇徳上皇は配流先の讃岐で死去した。三年後の一一六七年（仁安二年、同三年説もあり）、西行は讃岐を訪れ、白峯の上皇墓所に参拝、さらに弘法大師ゆかりの山に草庵を結んだ。その時の連作七首が『山家集』に載せられている。その中の一首が『南海流浪記』（13）にも収載された、「庵の前に松の立てりけるを見て ひさに経て 我が後の世を 問へよ松 跡忍ぶべき 人もなき身ぞ」である。荒涼たる白峯の上皇墓所に、松の孤影を重ねて、「松よ、私の後生を弔つてくれ、私には跡を偲んでくれる人もいないのだから」と詠嘆している。その西行の心境に、道範は自らの孤独を重ねただろう。

「大師のおはしましける御辺りの山」（『山家集』）に結んだという西行の庵がどこにあつたかは不明である。しかし、西行の讃岐巡礼から約八〇年後、普通寺において、南大門の東脇にはまさに古い大松が存在し、西行が「七日七夜籠居した」庵ゆかりの「西行が松」であるとの伝説が語られていたというのは、興味深い。このような西行伝説は、西行の名声ゆえに、鎌倉時代以来全国に流布したのである。

【和歌21】

楠の木も 本のさとりを ひらきつゝ 仏の身とも 成りにけるかな

無量の寿命、無量の光を放ち、一切を見通す阿弥陀仏を楠の幹に彫り込むことにより、木ではあるが悟りを開いて仏と成り、先の梢まで緑となつて大いに栄え枯れることがない。私もそうありたいのだ。

流人であるにも関わらず、道範は各地の寺社などをよく訪ね巡っている。一二四九年（宝治三）一〇月には、遠く伊予国まで出かけた。道範が高野山を代表する学匠であったことから、伊予国寒川（愛媛県四国中央市寒川町）の地頭・小河祐長の求めで、新たに建立した堂の三尊像供養の導



写真4 生木地蔵（観音寺市大野原町）

考えられるが、「宇多津の潟」と読む方が適當と考える。宇多津の町は、青ノ山北麓とそこから東に延びる砂堆上に立地しているが、その背後には大束川河口部に潟（ラグーン）が存在したと推測される。丸山山頂から潟越しに眺めた島々（備前児島や塩飽本島）の風景を歌つてゐるのである。なお、丸山北麓の斜面にある寺院には、約一五〇年後に足利義満や今川貞世（了俊）など、室町幕府の中心人物が訪れ、讃岐守護細川頼之の歓待を受けている。

「此の松かげ」は、恐らく砂堆や海岸沿いに延びる松林のことを指すのである。今川貞世は「磯ぎはに続きて、古りたる松がえなどむろの木にならびたり」と記している（『鹿苑院殿巖島詣記』）。「風立てば」以下は、容易に読める。

宇多津からの眺望の素晴らしさにことよせて、「こちらで風が吹けば、あちらに波風が立つ」状況を、一連の騒動から配流となつた我が身に当てはめているのである。

【和歌11】

高野山 岩のむろ戸に 澄月の このふもとより 出けるかさは

高野山で見るあの煌々しく輝く月は、大師誕生所のこの麓から出た月だつたのか。あまねく照らし、人々を癒やす救いの月は。

善通寺に参詣し、空海の誕生所を拝見して「恋慕恭敬、涙を催し膽を折」っての詠歌である。宇多津で詠んだ二首（9・10）が侘しさを湛えているのに対し、ここでの歌は「澄月」のような安らいだ感情で満たされているようである。その理由は、何といつても自らが身を置いていた高野山の開祖・空海の誕生地に立つた深い感慨にあるのである。いわば己の信仰のルーツを見出したような心持ちであろうか。前後で行われる善通寺の様子の描写も精彩である。あまりの感激に日も暮れてしまつたので宇多津に戻ることができず、御影堂で一夜を明かした道範は、善通寺の僧侶たちの厚意にしたがい、半年後に居所を誕生所の傍らの庵へと移す。ここから地元の僧侶たちとの交友が始まる。



写真3 現在の善通寺御影堂

『新古今和歌集』835番、清輔朝臣（一一〇四—一七七年）の「たかの山 そのあかつぎを 契りきて ここにも同じ 月やすむらん」が、本歌ではないが、道範の脳裏にはあつたかもしれない。与謝野晶子の詠んだ「讃岐路は 浄土めきたり 秋の日の 五岳のおくに おつることさ

『新古今和歌集』876番、先中納言匡房（一〇四一～一一一年）の「都をば 秋とともにぞ 立そめし 淀の河霧 いく夜へだてつ」を本歌取りしていると考えられる。匡房の歌も、『後拾遺集』9番、能因法師（九八八～一〇五〇？）の「都をば 霞とともに 立ちしかど 秋風ぞ吹く 白河の関」の本歌取りである。

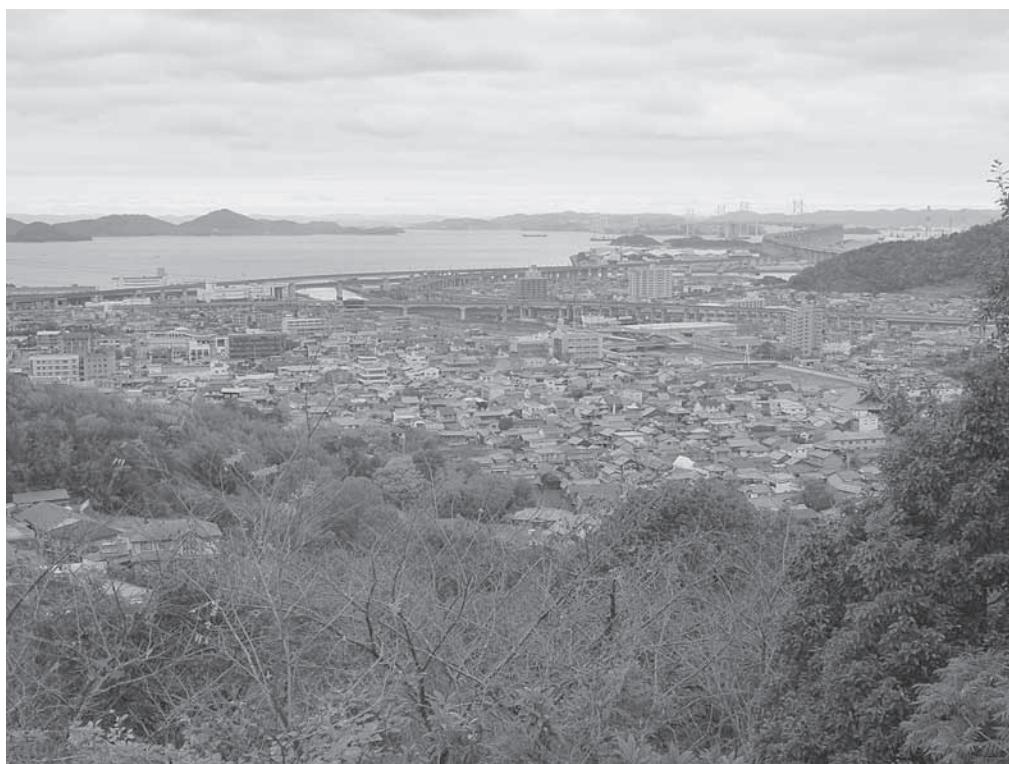


写真2 丸山から宇多津を眺める（左背後は塩飽本島）

【和歌9】

寂しさを いかで耐えまし 松の風 浪も音せぬ 住家なりせば
ひとり住む寂しさを、どうやつて耐えれば良いのだろうか。松風も浪の音さえ聞こえない住家なのだから。

讃岐守護所に入つた翌日、道範は守護所から宇多津の御家人・橘藤左衛門高能に身柄を預けられた。居所は、宇多津の背後に位置する青ノ山（標高二二四・〇m）を少し上がった所にある小堂であった。当時の宇多津は讃岐随一の港町であり、かつ直近に守護所が所在する場所として繁栄していた。居所からは、東方の「孤山」（聖通寺山、標高一・一八二m）、西方に「遠島」（本島・広島などの塩飽諸島）が見え、眺望はすばらしかったはずである。しかし、流人の道範にとつては、侘しい仮寓であったようだ。宇多津には約七ヶ月間の滞在で、同年九月には弘法大師空海ゆかりの普通寺に移住している。

宇多津での居所は、「在家五六町許引上りて」と記されることから、現在の円通寺周辺の高台であったようだ。当時は、寺のある青ノ山北麓まで入江が深く入り込んでいた。高台に立つ寺々の境内からは、今も宇多津の町と瀬戸内海の島々を望むことができる。

【和歌10】

うたづかた 此の松かげに 風立てば 島のあなたも 一つ白浪

眼下には宇多津の潟が広がっている。そこに茂つてゐる松林の間に風が吹けば、遙に見渡せる島々の彼方にも白波が一つくらいは立とうといふものだ。

道範は、宇多津の「山に登りて見渡して」、この歌を詠んでいる。道範の登つた山とは、青ノ山山頂ではなく、円通寺の現境内や旧境内のあつたと伝える三ツ岩（さざなみ岩）さらに安国寺（長興寺）があつた斜面地の裏山にあたる丸山（青ノ山東麓の支丘）であろう。「うたづかた」は、「宇多津の側」という意味も

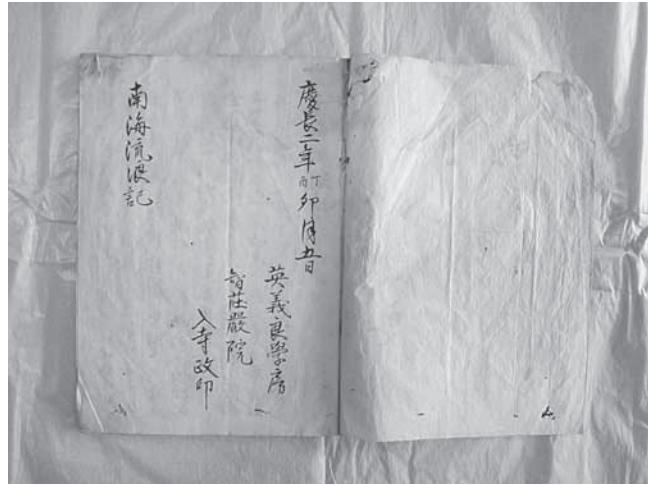


写真1 『南海流浪記』洲崎寺本 見返し

学的な検討が行われるべきであろう。

ところで洲崎寺は、源平合戦の際に境内を焼失した後に紀伊国に移転し、松生院蘆辺寺として再興されていたが、八栗寺の願いにより一六九九（元禄二二）に再興されたという（『讃岐国名勝図会』）。紀伊の蘆辺寺は、浅野家や紀州徳川家の庇護を受けたとされており、こうした史的背景に洲崎寺本の伝来を重ねてみることができるかも知れない。

二・道範の心象世界——和歌を鑑賞する——

【概観】

中世の他の紀行と同じく、『南海流浪記』の構成において重要な役割を

なることが分る。その印象としては、金剛三昧院本の方が書体・紙質ともに中世的な要素が認められるよう

であり³、伝來の状況からしても金剛三昧院本が良学房英義によるオリジナルな書写である可能性が考えられよう。おそらく洲崎寺本は、江戸時代に入つて金剛三昧院本を写したものと思われる。洲崎寺本には、書写にあたつての欠落部分（阿波大寺から讃岐大津賀に至る件）があるため、こ

うした箇所に留意した書誌

果たしているのが、三四首の和歌である。このうち、道範が詠んだのは二四首。残り一〇首の内訳は、西行（一首）、「淡路にとまる人」（二首）、称名院主念々房（二首）、善通寺の三品房（五首）である。

西行の和歌（13）は、善通寺南大門前にあつた老大松の下で籠居した西行の心情に思いを馳せる「装置」としての役割を果たしている。また、「淡路にとまる人」とは、京都から淡路の岩屋まで同道して同国へと配流された高野山の僧であり、讃岐に到着してから一度、和歌を贈っている（8・仁治四年二月一四日、15・16・寛元二年八月）。そのうち後者の二首に対する返しが掲げられている（17・18）。念々房・三品房は、道範が親しく交友した地元の僧侶であり、この時の配所（善通寺）を中心とした真言系宗団のネットワークの一端が示されている。

道範の和歌は、作品としての完成度はさほど高いものではないものの、本歌を踏まえつつ自らの体験や所感を表現したという点で、『南海流浪記』を読み解くには欠かせない要素といえる。現在までのところ、道範の和歌の評釈は行われていないので、主要なものについて試みた。

【和歌1】

都をば 霞のよそに かへり見て いづち行らん 淀の川波

霞のはるか遠方にある都（京都）をふり返り、仰ぎ見ながら、これから先いざこへ向かうのだろう。淀の川波そのままに心は波立ち、暗澹として深く沈潜し、不安から抜け出せない。

遠国配流の処断を受けた身の深い悲哀が、読者の心にひたひたと打ち寄せてくる歌である。道範の享年については二説（七四歳・六八歳）あるが、いずれにしても讃岐配流の時の年齢は当時としては老境といつてよく、道範自身も「老後の流刑」と表現しており、生きて再び高野山の地を踏むことがきるかという不安も込められているのである。仁治四年正月に始まった旅は、都を出発し久我（京都市伏見区）に宿泊し、二月一日に乗船して淀の渡を過ぎる時、「遙に花洛の方」を望み、その心情を歌に託したのである。

表1 道範の行動内容一覧

年月日	本文の記載内容				番号	作者	和歌 歌の内容	
	宿泊・滞在場所	移動区間	移動距離	行動内容				
仁治4	1 25	京都 六波羅	-	道範に讃岐配流の沙汰が下る	1	道範	都をば 霞のよそに かへり見て いづち行らむ 淀の河波	
	1 30	山城 久我	京 - 久我	- 都を出て久我に宿す				
	2 1	神崎	久我 - 神崎	- 淀の渡から船に乗り神崎橋下に宿す	2	道範	流れ行く 身にしあらずは 須磨の浦 泊まりて夜半の 月は見 てまし	
	2 2	摂津 筒井	神崎 - 筒井	5里(陸) 神崎を立ちて筒井に至る				
	淡路	石屋(岩屋)	筒井 - 石屋	6里余(陸) 小屋福原を過ぎ、須磨・垂水を経て石屋の渡から石屋へ	3	道範	見るばかり いかゞからむ 絵島かた むべしを神は 愛にす みける	
			絵島	- 夕方、石屋並絵島を巡視し、絵島明神を参詣し、法施法楽す				
			八木宿(国府)	石屋 - 滝ノ口 7里(海) 石屋を立ち船に乗り、滝ノ口に至りて下りる				
		福良の泊	滝ノ口 - 国府	3里(陸) 船を下り、淡路の八木の国府に至る	5	道範	さらぬだに ね覚おほかる 草枕 まだろむ夢を ふく嵐哉	
			国府 - 福良泊	3里(陸) 国府を立ち、福良の泊に至る。風悪しく3日間逗留する	6	道範	おきつ風 福良が磯に 日数絶て ならわぬ浪に ぬるゝ袖かな	
		阿波 大寺	福良 - 佐伊田	3里余(海) 福良を立ち阿波の戸を渡り、佐伊田に下る				
			佐伊田 - 大寺	- 舟を下りて大寺に宿す				
	2 11	鵜足津	大寺 - 大津賀	9里余(陸) 大寺を立ち坂越して、大津賀に至る	8	道範	天が下 何墨染めの 袖ならん 老の波にも 流れぬる哉	
	2 12		大津賀 - 国府	6里(陸) 庁の沙汰として祇候あり				
	2 13		守護所	国府 - 守護所 2里(陸) 国府を立ち、守護所に至る。守護所から御家人橘高能のもとへ預けられる				
	2 14		守護所 - 鵜足津	- 守護所から御家人橘高能のもとへ預けられる	9	道範	寂しさを いかで耐えまし 松の風 浪も音せぬ 住家なりせば	
	2 15		-	- 在家5・6丁引き上がり、堂舎1宇僧坊少々ある所に移される				
	讃岐	普通寺	-	後の山に登り海上の島々を眺望し、加持法を行う	10	道範	うたづかた 此の松かけに 風立てば 島のあなたも 一つ白浪	
			-	浦に出て鱗類の回向を施す				
			鵜足津	山に登って見渡して歌を詠む	11	道範	高野山 岩のむろ戸に 澄む月の 此ふもとより 出けるかさは	
			普通寺 - 鵜足津	- 善通寺に参詣し、法華講・童舞を見聞し、御影堂で通夜				
			鵜足津 - 善通寺	- 鵜足津に帰る	12	道範	鶴の山 常に住むなる 夜半の月 来りて照らす 峯にぞ有ける	
寛元1	9 15		善通寺	善通寺に移住し、誕生所の傍らの庵に住まう				
	9 21	善通寺	善通寺 - 行道所	- 弘法大師の行道所を参詣		13	西行	ひさに経て 我が後の世を 問へよ松 跡忍ぶべき 人もなき身 ぞ
	10 -		-	- 南大門から南方の名山を眺望し、西行の古大松を観ずる				
	1 1		-	- 童舞装束、発願のこと	14	道範	ちぎり置て 西へ行きける 跡に来て 我も終わりを 松の下風	
	6 15		-	- 田所入道の夢想のこと				
寛元2	8 -		-	淡路の知人への文を修験者に託す	15	道範	君はなを 見てやなぐさむ 離れぬる 高野の山の 峯の白雲	
	-		-	-				
	-		-	-				
	-		-	-				
寛元3	12 16	宝治2	-	高野山淨菩提院の阿闍梨尚祚死去の報を受け、鳴咽閑絶す	16	道範	世に出て 自らとむる 影よりそ 入にし月の 形をも見る	
	12 18		-	- 高野山から阿闍梨法性死去の報を受け、悲泣哀歎する				
	12 19		-	- 阿弥陀護摩を始め、法性の菩提を弔い、50日に及ぶ	17	(淡路)	高野山 峯の白雲 跡絶へて むなしき空に 雨ぞこぼる	
	-		-	- 京から仏師を招き模写した善通寺御影を高野山に送る(~6月)				
建長1	4 -		伊予 寒川	寒川の地頭の建立した一堂の三尊供養の導師を勤める。途中、比女の八幡に立ち寄る	21	道範	桶の木も 本の悟りを開きつ 仏の身とも 成りにけるかな	
	10 27		-	舞楽を見る				
	10 28		琴曳の宮	遷向の途中で琴曳の宮に参詣する	22	道範	松風に 昔のしらべ かよひ来て 今に跡ある 琴曳の山	
	10 29		尾背寺	尾背寺に参詣する				
	11 17		称名院	尾背寺 - 称名院	23	道範	九の 草の庵と 見しほどに やがて蓮の 台となりけり	
	11 18		尾背寺	善通寺に戻る途中、称名院に参詣し、不在の念々房に歌を贈り、後日返事をもらう				
	-		滝寺	滝寺に参詣する	24	道範	九の 草の庵に とめをきし 心いざなへ 海の西まで	
	12 14		-	称名院三品房に書状を送り、返状をもらう				
	-	讃岐	-	-	25	念々房	念々房 置く 草の庵の かひあれば 今は蓮の 台とぞ聞く	
	-		-	-				
	-		-	-	26	念々房	九の 草の庵に とめけむ 君の心を たのむ我身ぞ	
	-		-	-				
	-		-	-	27	三品院	君ならで 誰か覚らん 草の庵 やがて蓮の 台なりとは	
	-		-	-				
	-		-	-	28	三品院	九品の 蓼の露に やどりけん 月の光を 見るぞかなしき	
	-		-	-				
	-		-	-	29	三品院	とめけん 心の底を しるべにて 此山里に 住人もがな	
	-		-	-				
	-		-	-	30	三品院	いかゞして 君が御法の 灯を 開きみ山の 庵に照さん	
	-		-	-				
	-		-	-	31	三品院	君がたのむ 寺の昔の 聖りこそ 此山里に 住家しめけれ	
	-		-	-				
建長1	5 8	善通寺	-	誕生院の鎮壇を行う	32	道範	七年の 絶えぬむすびの 末の露 おなじ蓮の 上にあそばん	
	6 8		-	諸国流人赦免の院宣旨・六波羅下知状・長者書状を受け取る				
	6 12		-	病を得て、40数日を経る	33 (知人)	末の露 おもひ定めぬ 身にしあれど 問ふことのはに かゝら ざらめや		
	7 -		-	-				
	7 22, 23		白峯寺	白峯寺に至る	34 (知人)	頼め置きし 法のしるべの 灯の 重ねて照らす 峯を尋ねん		
	7 29		-	入壇伝法する				
	8 4		-	本堂修理供養・曼荼羅供を勤める				
	8 6		白峯寺	白峯寺 - 白峯 6里(陸) 白峯を立ちて白峯に至る				
	8 7		引田	白峯 - 引田 6里(陸) 白峯を立ちて引田に至る				
	8 8		阿波 紀津	引田 - 紀津 6里(陸) 引田を立ちて阿波の大坂を越へ紀津に至る				
	8 9		福良	紀津 - 福良 4里(海) 即日酉、始めて船に乗り牟野口を渡り福良に付く				
	-	高野山	賀集	福良 - 賀集 1里(陸) 子の時許り、淡路國賀集に至る	35	大谷	由良 - 大谷 7里(陸) 賀集を立ちて由良に至る	
	-		-	-				
	-		-	-	36	麻生津	由良 - 麻生津 3里(海)、11里(陸) 大谷を立ちて麻生津に至る	
	-		-	-				
	-		-	-	37	高野山	由良 - 高野山 5里(陸) 山に登る	
	-		-	-				
	-		-	- 奥院に参詣				

されている¹。

【諸本の存在】

『南海流浪記』には、写本と版本が複数存在している。年紀が判明している写本としては、以下のものがある。^①一五九七年（慶長二）に良学房英義による写本。高野山金剛三昧院本と洲崎寺本がある。^②一七六六年（明和三）、滋野井公麗による写本（大東急記念文庫本）。^③一八三一年（天保二）、祐徳による写本（祐徳本）。

版本には、以下のものがある。^④一八五一年（嘉永四）、道猷の校訂による版本（嘉永四年本）、^⑤一八五二年（嘉永五）の版本（嘉永五年本）。

【洲崎寺本の成立】

現在、洲崎寺に所蔵されている『南海流浪記』（洲崎寺本）には、伝来についての情報は残されていない。しかし、見返し部分に以下のような記述がある。

慶長二年丁酉卯月五日

英義良学房
智莊嚴院

入寺改印

この記載内容からすれば、一五九七年（慶長二）四月五日に良学房英義が書写したことができる。ところが、金剛三昧院本も同日同人の書写とされており、良学房英義から智莊嚴院を経て金剛三昧院に渡ったとする伝来が知られている²。

金剛三昧院本については実見していないため、洲崎寺本との異同については今後の検討課題とせざるを得ない。しかし、『特別展 空海誕生の地 善通寺』に掲載写真（二頁分）を比較すると、明らかに書体と紙質が異なる。

1 以上の記述は、「国史大辞典」（福田秀一執筆）、田中健一2011「鎌倉時代の流人の日記『南海流浪記』に見る讃岐の姿」[香川県立文書館紀要]第一五号を参考にした。

2 渋谷啓一2006「南海流浪記」特別展 空海誕生の地 善通寺」香川県歴史博物館



図1 道範の旅程

史料紹介 『南海流浪記』 洲崎寺本

高橋徳・安藤みどり・佐藤竜馬

一・『南海流浪記』 洲崎寺本について

【『南海流浪記』の内容】

はじめに

讃岐国府跡探索事業では、国序跡の位置の特定にとどまらず、讃岐国府の歴史的背景についても調査を行っており、松山津や南海道についてのボランティアの自主研究も行われている。以下で紹介する『南海流浪記』は、①「サヌキノ国府」という言葉が見え、鎌倉時代の讃岐国府について記した数少ない史料であること、②著者である道範の讃岐下向の経路が南海道を示唆すること、の二点から、当事業にとつても資することころが大きい史料であると考え、高橋・安藤が内容の検討を行うこととなった。ところで『南海流浪記』には、後述するように近世の写本・版本が複数あり、これらを翻刻・校訂した活字本も出版されている。このため、史料紹介することは屋上屋を架すの感がないわけではないが、洲崎寺（高松市牟礼町）所蔵の写本（以下、洲崎寺本とする）が戦前の『香川叢書』では校訂に用いられるなど、重要な位置付けがなされてきたものであることから、洲崎寺本そのものの内容を明らかにする必要があると考える。

また、これまでも『南海流浪記』は、讃岐の中世の様子を具体的に伝える史料として研究対象とされてきたが、多くは部分的な内容の紹介にとどまっている。史料の文字を追う記述的な検討にとどまらず、その背景を含めた分析的な検討がなされることで、より豊かな資料性を帯びるものと考ええる。

以上のような認識に立ち、以下ではまず、洲崎寺本ならびに諸本から読み取れる事象を挙げて解題に代え、その後に洲崎寺本の翻刻と書き下しを掲げるものとしたい。

一二四二年（仁治三）に高野山とその末寺である伝法院（後の根来寺、長四）が記した紀行である。

本文冒頭で「末院」「彼の凶党」と見えるとの争いが、伝法院の焼亡をもたらし、六波羅探題の裁定を受けるところから始まる。六波羅の裁定は、高野山側の非を認め、関係者三〇数名の配流を決定するものであり、道範は讃岐への配流とされた。一二四三年（仁治四）一月三〇日、淡路守護所の牧野四郎左衛門に護送されて都を出た道範は、二月一三日に讃岐守護所に到着し、以後、宇多津・善通寺と居所を変え、一一四九年（建長元）に赦免されて高野山へ戻るまでの様々な体験や見聞を記した。

道範の文章は、漢文と和漢混淆文が併用されており、同時期の公家の手になると推測される『東関紀行』が仮名文で記されているのと対照的な、学僧らしい表記形式といえる。

卷末には、①一二五八年（正嘉二）一〇月に「後のため」に道範の文を写したこと、②写した内容以外にも多くの文章（記録）があつたが、省略したこと、が記されている。道範の死去から六年後に写されていること、また「披見、念佛を唱へらるべき者なり」と付記されていることから、道範の七回忌を契機に写されたことも考えられる。

したがつて、今は失われてしまったが道範が記した原本があり、その内容を後人（おそらく高野山の学僧などの関係者）が取捨選択・編集して成立したのが『南海流浪記』ということになる。特に、善通寺に関する記載（伽藍や周辺の景観、弘法大師御影のこと、誕生院のことなど）が多く、また周辺の真言系寺院に赴いたこと（伊予国寒川地頭建立寺院の供養導師、尾背寺への参詣、白峯寺での入壇伝法など）などが見られることから、讃岐滞在時の道範の業績を顕彰することに取捨選択の基準があつたことが想定される。

なお末尾には、一二七七年（建治三）二月一八日にも写されたことが記